

様式第32（第26条関係）

【書類名】	信託事項変更届
【提出日】	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【届出者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【変更の内容】	
【変更に係る事項】	
【変更前の内容】	
【変更後の内容】	
【提出物件の目録】	
【物件名】	新受託番号を証明する書面 1

〔備考〕

1 「【届出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【届出者】

    【識別番号】

    【住所又は居所】

    【氏名又は名称】

【届出者】

    【識別番号】

    【住所又は居所】

    【氏名又は名称】

- 2 「【変更に係る事項】」の欄には、変更する信託事項（第26条第1項各号）を例えば次のように記載する。また、委託者と受益者が同一の者であるときはそれぞれ届出をする。
  - イ 相続その他の一般継承により委託者を変更するときは、「委託者」（委託者が2人以上あるときは「委託者〇〇〇〇」）
  - ロ 委託者の住所（居所）を変更するときは、「委託者の住所（居所）」（委託者が2人以上あるときは、「委託者〇〇〇〇の住所（居所）」）
  - ハ 委託者の氏名（名称）を変更するときは、「委託者の氏名（名称）」（委託者が2人以上あるときは、「委託者〇〇〇〇の氏名（名称）」）
  - ニ 信託の終了の理由を変更するときには、「信託の終了の理由」
- 3 「【変更前の内容】」の欄には、変更に係る事項が、住所若しくは居所又は氏名若しくは名称の変更であるとき、又は委託者、受益者、信託管理人、受益者代理人の変更であるときに限り、変更前の内容を記載する。
- 4 「【変更後の内容】」の欄には、信託事項変更契約書等により変更した内容を記載する。変更に係る事項が住所若しくは居所又は氏名若しくは名称の変更であるときは、変更後の内容を記載する。
- 5 「【提出物件の目録】」の欄の「【物件名】」には、変更に係る原因となる書面の書類名（信託事項変更契約書等）を記載し、当該届出書に添付する。ただし、変更に係る事項が住所若しくは居所又は氏名若しくは名称の変更であるときは、変更の事実を証明する書面を提出することを要しない。
- 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、並びに様式第4の備考1及び2と同様とする。  
（追加……平19経産令68）